

# 保育士 流山市育児休業代替任期付職員選考案内

育児休業代替任期付職員とは、任用期間の定めのない職員（以下「一般の職員」といいます。）が育児休業を取得した際に、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定に基づき、育児休業を取得した一般の職員の代替職員として、その育児休業の請求期間を限度にあらかじめ任期を定めて採用する職員です。

選考の結果、合格した方は育児休業を取得する一般の職員の代替として採用されます。

任用期間の定めがあること及び育児休業が取得できないこと以外、勤務条件（勤務時間、休暇、服務及び給与等）は一般の職員と同様です。

なお、育児休業代替任期付職員の採用は、一般の職員の採用とは無関係であり、一般の職員の採用の際に優先されることはありません。

## 1 区分・募集職種、職務内容等

| 区分<br>募集職種         | 予<br>人<br>数 | 職<br>務<br>内<br>容            |
|--------------------|-------------|-----------------------------|
| 保育士<br>(育児休業代替任期付) | 3名          | 市長事務局に勤務し、保育所で保育士の業務に従事します。 |

○採用後、次の勤務場所・任期で勤務いただきます。

| 勤務場所                    | 任<br>期            | 必要人数 |
|-------------------------|-------------------|------|
| 中野久木保育所<br>(流山市中野久木373) | 採用日から令和9年4月30日まで  | 1名   |
|                         | 採用日から令和10年8月27日まで | 1名   |
| 平和台保育所<br>(流山市平和台2-6-3) | 採用日から令和9年11月22日まで | 1名   |

○障害者の採用を含みます。

○採用される場合は、原則として採用日の1か月前までに採用の通知をします。

## 2 応募資格

### (1) 条件等

|                    |                                                     |
|--------------------|-----------------------------------------------------|
| 保育士<br>(育児休業代替任期付) | 都道府県知事の登録を受け「保育士証」の交付を受けており、過去に保育士として3年以上働いた経験のある方。 |
|--------------------|-----------------------------------------------------|

(2) 道路交通法施行規則第2条に規定される普通自動車を運転できる免許をお持ちの方

(3) 次のいずれかに該当する者は応募することはできません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当する者

・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

・流山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

ウ 現在、流山市の任期付職員（育児休業代替任期付職員を含む。以下同じ。）としての名簿登載があり、流山市の任期付職員としての任用がある者のうち、その任期が今回の任期と重複する者

### 3 給与・勤務条件等（令和8年4月現在。人事給与制度の改正により変わることがあります。）

|                    | 条件（※）                                                                       | 短期大学卒    | 大学卒      |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------|----------|----------|
| 初 任 給<br>(地域手当含む。) | 保育士免許取得後、経験3年                                                               | 258,984円 | 269,136円 |
|                    | 保育士免許取得後、経験5年                                                               | 267,408円 | 274,428円 |
|                    | 保育士免許取得後、経験10年                                                              | 278,748円 | 281,988円 |
|                    | (※)初任給は保育士免許等取得後の経験年数によって加算される場合があります。<br>なお、上表は加算した場合の一例となりますので、参考にしてください。 |          |          |
| 諸 手 当              | 通勤手当、住居手当、扶養手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。                   |          |          |
| 勤 務 時 間            | 午前8時30分から午後5時まで<br>（休憩時間：午後1時15分から午後2時まで）<br>※保育状況等によって、早出・遅出があります。         |          |          |
| 休 日                | 週休2日制（土曜日勤務の場合あり）<br>祝日・年末年始（12月29日～1月3日）                                   |          |          |
| 休 暇                | 年次有給休暇：20日（4月1日採用の場合）<br>特 別 休 暇：夏季休暇8日 子育て休暇7日 結婚休暇5日 等                    |          |          |

### 4 応募手続

- (1) 選考申込書に必要事項をすべて記入し、直接持参又は郵送してください。  
 (2) 申込書類等は、次のとおりです。

- ① 選考申込書（写真貼付）
- ② 資格を有していることを証明する書類（「保育士証」の写し等）
- ③ 小論文  
 課 題：「「公務員の保育士」であることについて」  
 ・A4縦長原稿用紙（別紙1）に日本語・横書きで作成してください。  
 ・文字数は2,000字以内、冒頭に課題及び氏名を記載してください。
- ④ 面接シート（別紙2）
- ⑤ 封筒（長形3号の封筒に、本人のあて先（現住所、氏名）を記入し、110円切手を貼付してください。）
- ⑥ 障害者手帳の写し（障害者の方のみ）

※応募書類は返却しません。

※採用が決定した場合、勤務経験を証明する在職証明書及び健康診断書の提出が必要です（費用は応募者が負担します。健康診断書は、指定の項目が網羅されていれば、指定様式でなくても可。指定様式については、採用決定者にお渡しします。）。

### 5 受付期間

期 間：**随時**（ただし、採用人数が規定数に達した場合は、受付を終了します。）

受付方法：市役所人材育成課へ持参又は郵送により提出

（8 問い合わせ、書類提出先参照）

受付時間：午前9時00分から午後4時30分まで（土・日曜日及び祝日を除く。）

## 6 選考方法

- (1) 第1次選考は、書類審査で行います。  
審査結果は、確定し次第、速やかに応募者に通知します。
- (2) 第2次選考は、個別面接・応募資格等の調査を実施します。  
時間・場所等詳細については、第1次選考を通過した応募者に通知します。

### 【試験当日持参するもの】

受験票、ボールペン等筆記用具（選考結果を通知する封筒のあて名書き用）

### 【注意事項】

- ・試験会場へは公共交通機関を御利用ください（試験会場周辺は駐車禁止です。道路及び周辺民地への駐車等を禁止します。また、会場への自動車、バイク、自転車での来場は厳禁とします。）。
- ・試験当日に車いすの使用の要望がある場合は、あらかじめ申し出てください。

## 7 合格から採用まで

- (1) 合格  
最終合格者は、育児休業代替任期付職員登録名簿に登載され、指定された任期に基づいて任命権者によって採用されます。  
採用される場合、原則として採用日の1か月前までに採用された旨の通知をします。
- (2) 採用  
採用された場合は、一般の職員と同様の職務に従事します。  
任期は、一般の職員の育児休業の取得期間に応じて決定され、原則として1年以上3年以内です。育児休業が延長された場合、3年の範囲内で任用期間が延長される場合があります。  
また、育児休業が短縮された場合は異動していただくことがあります。
- (3) その他  
第2次選考までに在職証明書など採用に際しての必要書類を提出していただきます。応募資格を満たしていないこと又は提出書類等の記載事項が正しくないことが判明した場合は、採用されません。  
本市の一般の職員の採用試験があった場合には、採用候補者名簿に登録されているか否かにかかわらず受験をすることができます（一般の職員に採用された場合には、任期付職員の任期は終了します。）。

## 8 問い合わせ、書類提出先

流山市役所

総務部 人材育成課

〒270-0192

流山市平和台1丁目1番地の1（第1庁舎2階）

TEL：04（7150）6068



## 【流山市役所への交通機関】

所在地：〒270-0192

千葉県流山市平和台1丁目1番地の1

### 交通アクセス

- ・流山セントラルパーク駅（つくばエクスプレス） 徒歩約15分
- ・南流山駅（つくばエクスプレス・JR武蔵野線） 北口からバス
  - ①東武バス：「流山おおたかの森駅西口」又は「クリーンセンター」行き。  
「流山市役所入口」下車徒歩約5分
  - ②京成バス：「江戸川台駅」行き。  
「流山一丁目（流山市役所入口）」下車徒歩約3分
- ・流山おおたかの森駅 西口からバス（つくばエクスプレス・東武アーバンパークライン）
  - ①東武バス：「南流山駅」行き「流山市役所入口」下車徒歩約5分
  - ②京成バス：【平日】「流山市役所正面玄関前」行き。下車すぐ  
【土日・祝日・振替休日】「平和台駅入口」行き  
「流山一丁目（流山市役所入口）」下車徒歩約3分
- ・流山駅（流鉄流山線） 徒歩約3分

